

議案第12号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「でい酔者又は言動が著しく異常な者」を「泥酔者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。